

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（神奈川県）

1 期間 第3四半期（令和7年10月～12月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類				
果実類				
きのこ・山菜類	1	原木生しいたけ 2回／年	1	1
野生鳥獣肉				
乳	1	1回	1	県域
海産魚種	1	2回	6	2 (小田原市・ 相模湾海域)
内水面魚種				
その他（茶）				
小計	3	—	8	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	5	1回	5	
合計	8	—	13	

令和7年度食品中の放射性物質検査について

1 目的

東日本大震災による原子力発電所における事故を受け、県内で生産、流通する食品の安全性の確保を図るため、食品中の放射性物質検査を実施するとともに、その結果を県民に公表する。

2 実施内容

(1) 検査対象

- ア 県内産農林畜水産物（野菜、しいたけ、原乳、魚介類等）
- イ 県内に流通する加工食品等（穀類加工品、野菜類加工品等）
- ウ 水道水（県内の上水（蛇口水））

(2) 検査計画

別添のとおり

(3) 担当部局

- | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------------|
| ア | 環境農政局 | 緑政部 | 森林再生課 | } (1) のアを担当 |
| イ | 環境農政局 | 農水産部 | 農業振興課 | |
| ウ | 環境農政局 | 農水産部 | 畜産課 | |
| エ | 環境農政局 | 農水産部 | 水産課 | |
| オ | 健康医療局 | 生活衛生部 | 生活衛生課 | (1) のア～ウを担当 |

(4) 検査実施機関

- ア 県機関
衛生研究所（Ge：2台）
- イ 民間検査機関（Ge）
- ウ 国検査機関（Ge）

*Ge：ゲルマニウム半導体検出器

(5) 検査結果の公表

検査結果については、すみやかに県ホームページに掲載する。
また、必要に応じて記者発表を行う。

(6) 検査後の措置

食品衛生法の基準値を超えた場合は、適切な措置を行う。

【神奈川県】令和7年度の食品中の放射性物質検査計画

1 県内農林畜水産物の放射性物質検査計画

区 分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
農産物	県下全域	野菜類、果実類、茶等、県内の主要農産物	必要に応じて	必要数	民間検査機関
林産物	県下全域	原木しいたけ	年2回	1検体	民間検査機関
畜産物	県域	原乳	年4回	1検体	衛生研究所
水産物	県沿岸海域 (注1)	海産魚介類、海藻	1回／2月	3検体	民間検査機関
	相模川等 (注2)	内水面魚類： アユ、ワカサギ、 ニジマス	主要漁期に 1回	1～2検体	

(注1) 県沿岸の漁港で水揚げされた魚種等を実施

(注2) 相模川、酒匂川等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

2 県内に流通する加工食品等の放射性物質検査計画

区 分	対象品目	検体数	検査実施機関
加工食品等	穀類加工品 野菜類加工品 等	10検体	衛生研究所

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に17都県(*)を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。

- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に検査を実施する。
- (3) 対象施設における食品の管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。
 - * 17 都県：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡

3 水道水（県内の上水（蛇口水））の放射性物質検査計画（原子力規制庁の依頼）

測定頻度は1年に1回、採取地点は横須賀市内で、衛生研究所が検査を実施する。

以上